

庄内南部定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

平成24年10月5日に鶴岡市（以下「甲」という。）と庄内町（以下「乙」という。）との間で締結した庄内南部定住自立圏の形成に関する協定の一部を次のように変更する。

別表第1第2項第1号の表中

「

甲の役割	甲において設置する病児・病後児保育施設を乙の住民も利用できるようにするとともに、取組の調整を図る。	を
乙の役割	乙の住民に対して甲の病児・病後児保育施設の利用に関する周知を行う。	

」

「

甲の役割	甲において設置する病児・病後児保育施設を乙の住民も利用できるようにするとともに、取組の調整を図る。 甲の住民に対して乙の病児・病後児保育施設の利用に関する周知を行う。	に改
乙の役割	乙において設置する病児・病後児保育施設を甲の住民も利用できるようにする。 乙の住民に対して甲の病児・病後児保育施設の利用に関する周知を行う。	

」

める。

別表第1第4項に次の1表を加える。

(8) 林業の振興と木質バイオマスの利用促進

取組の内容	圏域の豊富な森林資源を活用した木質バイオマスの安定的な供給システムの構築と地域産材の利用促進により、林業の振興を図る。
甲の役割	乙と連携して、関係団体へ間伐等の森林施業に対する支援を行うとともに、木質バイオマスの利用促進を図る。
乙の役割	甲と連携して、関係団体へ間伐等の森林施業に対する支援を行うとともに、木質バイオマスの利用促進を図る。

平成28年3月25日

甲 鶴岡市馬場町9番25号  
鶴岡市

鶴岡市長 榎本 政規



乙 東田川郡庄内町余目字町132番地1  
庄内町

庄内町長 原田 眞樹

